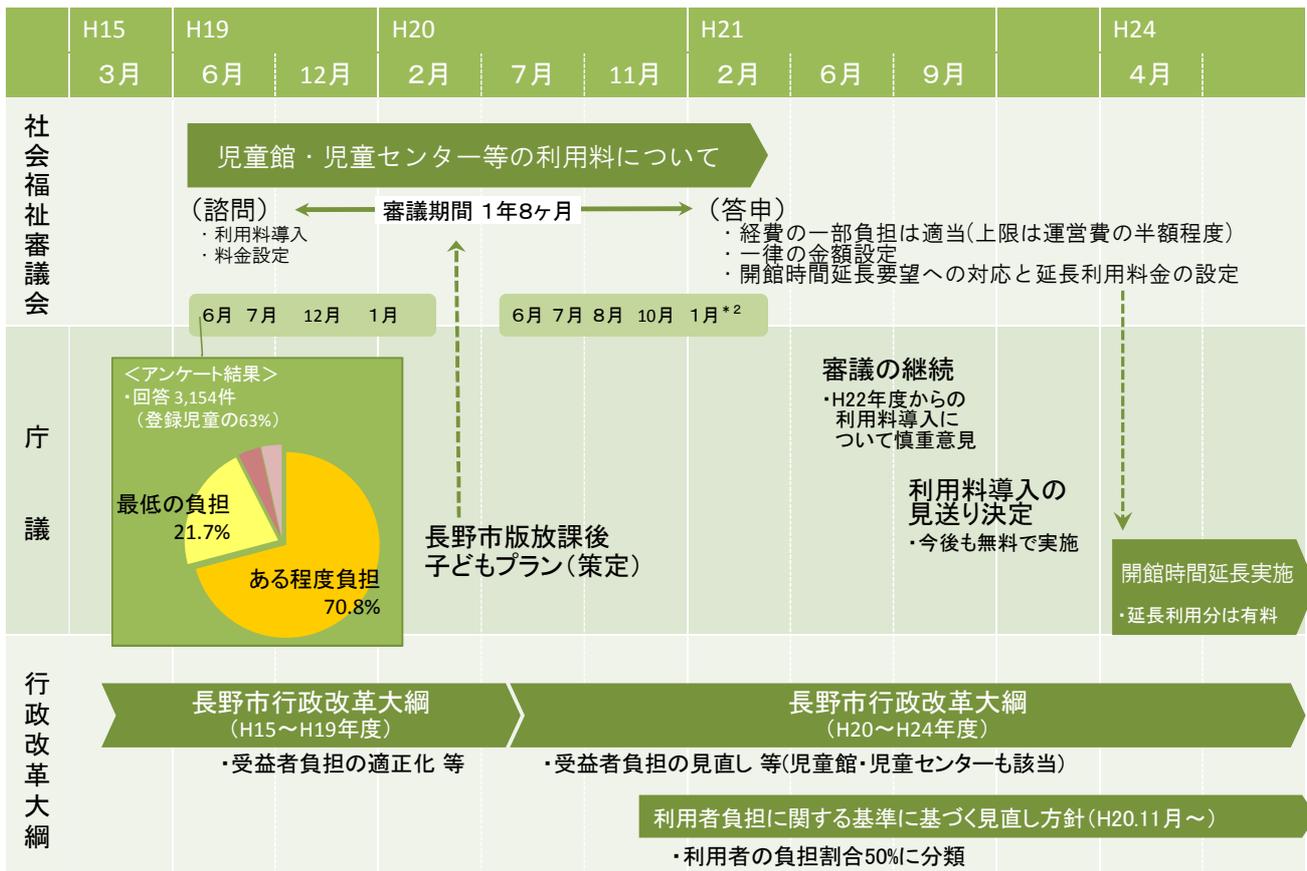


放課後子ども総合プランの 利用者負担について

平成28年6月
こども政策課



利用者負担に関する前回の検討経過





児童健全育成事業・放課後子供教室の整理

3

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (厚生労働省所管)	放課後子供教室 (文部科学省所管)
対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童 (疾病・介護等を含む)	地域の子供全般 (保護者の就労状況や国公立の設置者別で制限を設けない)
内 容	小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、 (中略) 児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図る	学校の余裕教室等を活用して安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協力して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する
開所日数	年間250日以上	年間250日未満
開所時間	平日 3時間以上 休業日 8時間以上	平日 4時間以内 休業日 8時間以内
専用区画	▶遊び及び生活の場の機能・静養するための機能を備えた専用区画が必要 ▶児童1人につき1.65㎡以上	面積基準なし
職員体制	▶児童40人につき2人以上の支援員配置 ▶支援員は認定資格研修の修了(予定を含む)が必要	職員配置基準なし (※ 地域コーディネーター、教育活動サポーター等の配置を想定)



放課後子ども総合プランの概要

4

(国) 放課後子ども総合プラン

[趣旨]

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

(長野市) 放課後子ども総合プラン

方針

- 放課後対策事業の一体化
- 小学校施設の活用
- 市民ボランティアの参加

目的

- 安心して過ごせる居場所・遊び場づくり
- 異学年交流や集団活動の中で、ルールやマナーを身につける
- 遊びや各種活動を通して「体力」や「創造力」の向上

<状況>

- | | | |
|--------|-----------------------|------------------|
| [対象児童] | 施設面積が許せば、希望児童も受け入れ | → 全児童が対象(施設の制限有) |
| [開所日数] | 児童館で平均280日・プラザで平均270日 | → 健全育成の基準以上に開所 |
| [専用区画] | 児童1人1.65㎡の基準をプラザも準用 | → 全施設で健全育成の基準適用 |
| [職員体制] | 支援員数・研修要件をプラザにも準用 | → 同上 |
| | 児童館・センターでもアドバイザーが活動 | → 全校区で子供教室のサービス |

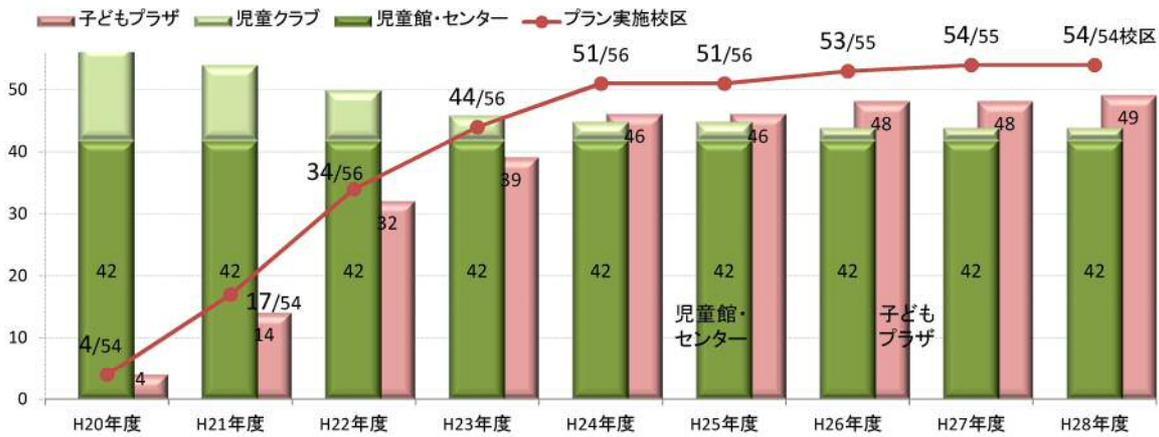
長野市は、全児童に、放課後児童健全育成事業の環境・体制をもって、放課後子供教室が求める多様な体験・交流活動の提供を行っている。



放課後子ども総合プラン実施校区の推移

5

施設数・プラン実施校区の推移



- 平成20年度 小学校施設を活用する「長野市版放課後子どもプラン」がスタート（4施設 浅川子どもプラザ、信田子どもプラザ、更府子どもプラザ、大岡子どもプラザ）
- H28年4月 吉田子どもプラザの開設によって、全ての小学校区で放課後子ども総合プランを実施
- 放課後子ども総合プラン実施校区の拡大による登録児童の増加に伴って支援員（プラン従事者）も増加

※平成25年度 後町小学校閉校により、実施校区1校区減

※平成28年度 吉田小学校区実施及び信更小学校新設（信田・更府小学校統合）により実施校区は1増1減



利用者負担の再検討

6

長野市方針（平成21年10月）

「放課後子どもプラン推進事業」を、市内全54小学校区で軌道に乗せることを第一に考え、「放課後子どもプラン」の利用者負担については、今後も現状どおり「無料」として実施

放課後子ども総合プラン充実への取組

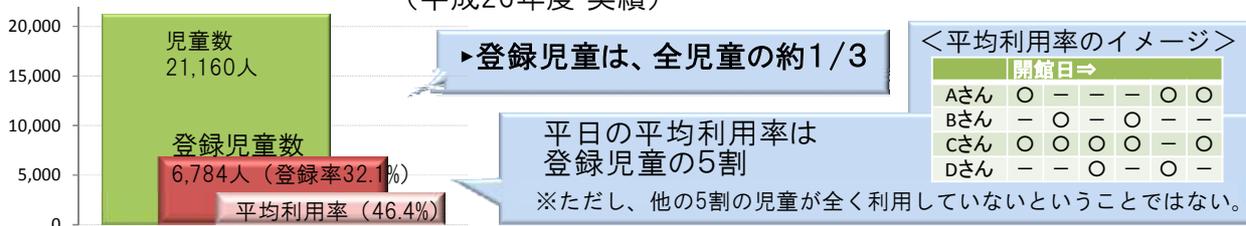
- 実施校区の拡大（H21年度 17校区 ⇒ H28年度 54校区）
- アドバイザーによる多様な体験・活動の充実（H21年度 181人 ⇒ H27年度 1,020人）
- 開館時間延長の実施（H24年度スタート）

平成28年4月 市内全54小学校区で「放課後子ども総合プラン」の実施を実現

改めて「税負担の公平性確保」を検討

- 実際に「放課後子ども総合プラン」を利用する児童は、全児童のうち限られた人数
- （障害児）放課後等デイサービスなどでは、一定の利用者負担がある。

（平成26年度 実績）

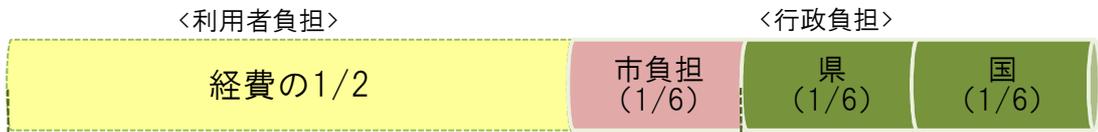




負担割合の考え方

- 放課後児童健全育成事業の実施要綱(厚労省)では、事業の経費の一部を保護者から徴収可
- 同事業では、利用者負担と行政負担をそれぞれ1/2と想定

◇放課後児童健全育成事業の負担割合のイメージ



◇長野市の現状(イメージ)



H20.11月 利用者負担に関する基準に基づく見直し方針

- ▶ 利用者の負担=サービスのコスト×類型に応じた負担割合
- ▶ 児童館・センターの利用は、利用者負担50%の類型に属する。

H21.2月 長野市社会福祉審議会の答申

「利用対象者が限定されることから、事業運営費のおよそ半額程度を上限に定めることが適当と考える。」



利用者負担の論点(案)

主な論点(案)

①利用者負担の要否

<利用者負担を導入する場合>

② 負担割合、激変緩和措置、導入後^(※)の見直し手続き(ルール化)

※ 実際の経費(支援員数)及び登録児童数に応じた定期的な見直し

③ 低所得世帯等の配慮、延長料金の取り扱い、未納対策

答申(H21.2月) 当時と現在の比較

		H20決算額	H26決算額	H30推計
対象経費	A	385,016千円	697,887千円	約10億円
登録児童数	B	5,250人	6,784人	約8,700人
一人当たり経費(月額) (A/B) /12	C	6,111円	8,573円	
経費の1/2の額	C*50%	3,055円	4,287円	

登録児童数は、「子ども・子育て支援事業計画」の見込量から推計



アンケート対象校等の選定

支会	犀北	犀南	西部	東部	東北	南部	北部	計
児童数	1,718	3,628	2,803	1,485	4,240	2,733	3,096	19,703
構成割合	8.7%	18.4%	14.2%	7.5%	21.5%	13.9%	15.7%	100.0%
対象者数の配分	436	921	711	377	1,076	694	786	5,001
抽出児童数(a)	471	871	746	420	972	732	845	5,057
(登録児童数)	(313)	(317)	(296)	(201)	(500)	(351)	(427)	(2,405)
対象校	安茂里 信州新町(*) 中条(*)	昭 和 真 島	加 茂 湯 谷 鬼無里(*)	松 代 保 科(*)	鍋屋田 大豆島	通 明 信 更(*)	長 沼 浅 川(*) 豊野西	
対象園(b) (公立保育園)	加茂 後町 山王 中御所 柳町 皐月 若槻 長沼 安茂里 子供の園 中央 塩崎 共和 西部 東部 象山 豊栄(*) 東条 寺尾 綿内 保科(*) 昭和 川中島 青木島 真島 七二会(*) 信更(*) 豊野さつき 豊野みなみ 豊野ひがし とがくし(*) 鬼無里(*) 大岡(*) (休園中) 信州新町(*) なかじょう(*) 芋井(*) 青池 西条(*) 清野							731
対象者合計(a+b)								5,788

(*)は中山間地域

